

ハ 医療職俸給表（三）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額 円						
再任用職員以外の職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000

	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	436,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		
	89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000		
	90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500		
	91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100		
	92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700		

	93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200		
	94	283,600	317,800	352,300	371,200			
	95	284,600	318,500	353,000	371,700			
	96	285,600	319,100	353,700	372,200			
	97	286,500	319,800	354,200	372,800			
	98	287,300	320,200	354,700	373,300			
	99	288,100	320,900	355,200	373,800			
	100	289,000	321,600	355,700	374,300			
	101	289,800	322,000	356,200	374,900			
	102	290,600	322,600	356,700	375,400			
	103	291,400	323,200	357,200	375,900			
	104	292,200	323,800	357,700	376,300			
	105	292,900	324,200	358,000	376,900			
	106	293,400	324,700	358,500	377,400			
	107	293,900	325,200	359,000	377,900			
	108	294,400	325,700	359,500	378,400			
	109	294,600	326,100	360,000	379,000			
	110	295,000	326,500	360,500	379,500			
	111	295,200	326,900	361,000	380,000			
	112	295,600	327,300	361,500	380,500			
	113	295,900	327,700	362,000	381,100			
	114	296,200	328,100	362,500				
	115	296,600	328,500	363,000				
	116	296,900	328,800	363,400				
	117	297,200	329,100	363,800				
	118	297,500	329,500	364,300				
	119	297,800	329,900	364,800				
	120	298,200	330,300	365,300				
	121	298,500	330,500	365,700				
	122	298,900	330,900	366,200				
	123	299,300	331,300	366,700				
	124	299,700	331,700	367,200				
	125	299,900	331,900	367,600				
	126	300,200	332,200					
	127	300,600	332,600					
	128	301,000	332,900					
	129	301,200	333,000					
	130	301,600	333,400					
	131	302,000	333,800					
	132	302,400	334,200					
	133	302,600	334,500					
	134	303,000	334,900					
	135	303,400	335,300					
	136	303,800	335,700					
	137	304,000	336,000					
	138	304,300	336,400					
	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	304,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
	143	306,100	338,300					

	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900	339,400					
	147	307,300	339,800					
	148	307,700	340,200					
	149	307,900	340,500					
	150	308,200	340,900					
	151	308,500	341,300					
	152	308,800	341,700					
	153	309,200	342,000					
	154	309,500						
	155	309,700						
	156	310,000						
	157	310,400						
	158	310,700						
	159	311,000						
	160	311,300						
	161	311,700						
	162	312,000						
	163	312,300						
	164	312,600						
	165	313,000						
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九から別表第十一までを次のように改める。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000

	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,300
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	378,800
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,300
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	383,800
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	386,400
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,100
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	391,800
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	394,500
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,100
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	399,400
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	401,700
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,100
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,500	406,000
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,500	408,000
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,500	409,900
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,400	411,800
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,500	413,700
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,400	415,500
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,400	417,400
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,400	419,400
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,500	421,300
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,500	422,800
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,500	424,400
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,500	426,000
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,100	427,600
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	380,900	428,900
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	382,700	430,200
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	384,400	431,500
	33	197,400	253,400	304,400	341,700	386,200	432,700
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	387,600	434,000
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	389,200	435,300
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	390,800	436,500
	37	202,700	260,100	310,900	349,400	392,400	437,800
	38	204,100	262,000	312,500	351,300	393,600	438,700
	39	205,500	263,900	314,100	353,200	394,800	439,600
	40	206,900	265,700	315,700	355,100	396,000	440,500
	41	208,100	267,400	317,300	357,000	397,100	441,100
	42	209,400	269,100	318,900	358,800	398,300	441,900
	43	210,700	270,800	320,500	360,600	399,500	442,600

44	212,000	272,500	322,100	362,300	400,700	443,400
45	213,100	274,200	323,400	364,200	401,400	444,200
46	214,400	275,900	324,600	365,600	402,100	445,000
47	215,700	277,600	325,800	367,100	402,800	445,800
48	217,000	279,300	327,000	368,600	403,500	446,600
49	218,100	280,900	328,100	369,700	404,200	447,200
50	219,400	282,500	329,100	370,800	404,900	448,000
51	220,700	284,100	330,000	371,900	405,600	448,800
52	222,000	285,700	331,000	373,000	406,300	449,600
53	222,900	287,400	331,900	374,000	407,100	450,200
54	224,200	288,900	332,700	374,600	407,800	451,000
55	225,400	290,400	333,500	375,400	408,500	451,800
56	226,700	291,900	334,300	376,200	409,200	452,600
57	227,700	293,500	334,900	377,100	409,800	453,200
58	228,900	295,000	335,500	377,900	410,500	454,000
59	230,100	296,500	336,100	378,700	411,200	454,800
60	231,300	298,000	336,600	379,500	411,900	455,600
61	232,500	299,300	337,100	380,400	412,500	456,200
62	233,700	300,800	337,400	381,100	413,200	
63	234,900	302,300	338,000	381,800	413,900	
64	236,100	303,800	338,600	382,500	414,600	
65	237,300	305,100	338,900	382,900	414,900	
66	238,500	306,400	339,400	383,500	415,500	
67	239,700	307,700	339,900	384,200	416,200	
68	240,900	309,000	340,400	384,900	416,900	
69	241,900	310,000	340,900	385,400	417,400	
70	243,000	311,200	341,400	386,100	418,100	
71	244,100	312,400	341,900	386,800	418,800	
72	245,200	313,600	342,400	387,500	419,500	
73	246,100	314,900	342,700	388,000	420,000	
74	247,200	315,600	343,200	388,700	420,700	
75	248,300	316,300	343,700	389,400	421,400	
76	249,400	317,000	344,200	390,100	422,100	
77	250,400	317,800	344,600	390,500	422,600	
78	251,400	318,500	345,100	391,200		
79	252,400	319,200	345,600	391,900		
80	253,400	319,900	346,100	392,600		
81	254,400	320,200	346,300	393,100		

82	255,400	320,600	346,800	393,800		
83	256,400	321,200	347,300	394,500		
84	257,400	321,500	347,800	395,200		
85	258,300	322,000	348,100	395,400		
86	259,200	322,300	348,600	396,100		
87	260,100	322,700	349,100	396,800		
88	261,000	323,000	349,600	397,500		
89	261,700	323,500	349,900	398,000		
90	262,500	323,900	350,300	398,700		
91	263,300	324,200	350,700	399,400		
92	264,100	324,500	351,100	400,100		
93	264,800	325,000	351,400	400,600		
94	265,500	325,400				
95	266,100	325,800				
96	266,800	326,200				
97	267,500	326,600				
98	268,200	327,000				
99	268,900	327,400				
100	269,600	327,800				
101	270,100	328,100				
102	270,600	328,500				
103	271,100	328,800				
104	271,600	329,200				
105	271,700	329,600				
106	272,000	330,000				
107	272,300	330,400				
108	272,600	330,800				
109	273,000	331,200				
110	273,400	331,600				
111	273,800	332,000				
112	274,100	332,400				
113	274,400	332,800				
114	274,700	333,200				
115	275,000	333,600				
116	275,400	333,900				
117	275,700	334,000				
118	276,100	334,400				
119	276,500	334,800				
120	276,900	335,200				

	121	277, 100	335, 400				
	122	277, 400					
	123	277, 800					
	124	278, 200					
	125	278, 400					
	126	278, 800					
	127	279, 200					
	128	279, 600					
	129	279, 800					
	130	280, 200					
	131	280, 600					
	132	281, 000					
	133	281, 200					
	134	281, 500					
	135	281, 900					
	136	282, 300					
	137	282, 500					
	138	282, 800					
	139	283, 100					
	140	283, 400					
	141	283, 600					
	142	283, 900					
	143	284, 200					
	144	284, 500					
	145	284, 900					
	146	285, 200					
	147	285, 500					
	148	285, 800					
	149	286, 100					
	150	286, 400					
	151	286, 700					
	152	287, 000					
	153	287, 300					
再任用職員		199, 600	243, 100	257, 700	291, 900	319, 100	361, 600

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
		号俸	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	330,200	433,800	487,900
	2	332,300	438,200	493,600
	3	334,400	442,300	499,300
	4	336,500	446,500	504,800
	5	338,600	450,400	510,300
	6	340,700	454,300	515,600
	7	342,800	457,900	520,800
	8	344,900	461,500	525,700
	9	347,000	465,000	529,600
	10	349,100	468,400	532,500
	11	351,200	471,400	535,400
	12	353,300	474,200	538,100
	13	355,400	476,700	540,300
	14	357,400	479,100	542,400
	15	359,400	481,200	544,200
	16	361,400	483,000	546,000
	17	363,200	484,400	547,700
	18	365,100	485,800	549,300
	19	366,900	487,200	550,900
	20	368,700	488,600	552,500
	21	370,600	490,000	554,100
	22	372,500	491,300	
	23	374,400	492,600	
	24	376,300		
	25	378,200		
	26	380,000		
	27	381,800		
	28	383,600		
29	385,000			

	30	386,700		
	31	388,400		
	32	390,000		
	33	391,800		
	34	393,100		
	35	394,600		
	36	396,100		
	37	397,600		
	38	398,700		
	39	399,800		
	40	400,900		
	41	401,900		
	42	403,000		
	43	404,100		
	44	405,200		
	45	406,000		
	46	406,600		
	47	407,200		
	48	407,800		
	49	408,300		
	50	408,900		
	51	409,500		
	52	410,100		
	53	410,700		
	54	411,300		
	55	411,900		
	56	412,500		
	57	412,900		
	58	413,400		
	59	413,900		
	60	414,400		
	61	414,900		
	62	415,400		
	63	415,800		
	64	416,300		
	65	416,600		
	66	417,100		
	67	417,600		
	68	418,100		

	69	418,600		
	70	419,100		
	71	419,600		
	72	420,100		
	73	420,600		
	74	421,100		
	75	421,600		
	76	422,100		
	77	422,600		
再任用職員		328,600	431,800	487,700

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一 指定職俸給表（第六条関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000

6	804,000
---	---------

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号。以下「任期付職員法」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸 給 月 額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「には」の下に「、平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改め、同項第一号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、同項第二号中「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第三号中「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百二十二万八千円」を「百二十二万二千円」に改め、同項第二号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に改め、同項第三号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に、「百六万円」を「百五万五千円」に改め、同条第三項中「百五十万三千円」を「百四十九万五千円」に、「百四十四万四千円」を「百四十三万四千円」に、「七十八万円」を「七十七万六千円」に改める。

第四条第二項中「三万五千百円」を「三万四千九百円」に、「六万七千七百円」を「六万七千三百円」に改める。

附則第三項中「九十一万八千円」を「九十一万三千円」に改める。

別表第一俸給月額欄中「二、〇六〇、〇〇〇円」を「二、〇五〇、〇〇〇円」に、「一、五〇三、〇〇〇円」を「一、四九五、〇〇〇円」に、「一、四四一、〇〇〇円」を「一、四三四、〇〇〇円」に、「一、二二八、〇〇〇円」を「一、二二二、〇〇〇円」に、「一、二〇四、〇〇〇円」を「一、一九八、〇〇〇円」に、「一、〇六〇、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「九三六、〇〇〇円」を「九三一、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額欄中「一、二〇四、〇〇〇円」を「一、一九八、〇〇〇円」に、「一、〇六〇、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「九三六、〇〇〇円」を「九三一、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額欄中「五九八、〇〇〇円」を「五九五、二〇〇円」に、「五六六、三〇〇円」を「五六三、六〇〇円」に、「五三五、二〇〇円」を「五三二、九〇〇円」に、「五〇二、六〇〇円」を「五〇〇、五〇〇円」に、「四七一、三〇〇円」を「四六九、五〇〇円」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第七条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、「第二十七条の三第二項中」を「同項中」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任用職員以外の職員	1	円 192,800	円 330,600
	2	194,500	332,900
	3	196,200	335,200
	4	197,900	337,500
	5	199,700	339,800
	6	201,400	342,100
	7	203,100	344,400
	8	204,800	346,700

9	206,600	348,900
10	208,500	351,100
11	210,400	353,300
12	212,300	355,500
13	214,000	357,700
14	216,000	359,700
15	218,000	361,800
16	220,000	363,900
17	221,900	365,900
18	224,600	367,900
19	227,300	369,900
20	230,000	371,900
21	232,800	374,000
22	235,700	376,000
23	238,600	378,000
24	241,500	380,000
25	244,300	381,600
26	247,100	383,500
27	249,900	385,400
28	252,700	387,300
29	255,500	389,200
30	258,100	391,200
31	260,700	393,200
32	263,300	395,200
33	265,700	397,100
34	268,300	398,800
35	270,800	400,500
36	273,300	402,300

	37	275,800	403,500
	38	278,400	405,000
	39	281,000	406,400
	40	283,600	407,900
	41	286,100	409,600
	42	288,700	411,000
	43	291,200	412,400
	44	293,700	414,000
	45	296,000	415,700
	46	298,700	417,000
	47	301,400	418,600
	48	304,100	420,200
	49	306,600	421,900
	50	309,100	423,300
	51	311,600	424,900
	52	314,100	426,500
	53	316,500	428,200
	54	318,700	429,700
	55	320,900	431,300
	56	323,100	432,900
	57	325,400	434,500
	58	327,600	436,100
	59	329,800	437,600
	60	331,900	439,200
	61	334,100	440,800
	62	336,300	442,400
	63	338,500	443,900
	64	340,700	445,500
	65	342,900	447,200

66	345,100	448,700
67	347,300	450,300
68	349,500	451,900
69	351,500	453,500
70	353,600	455,100
71	355,700	456,700
72	357,800	458,300
73	359,600	459,800
74	361,500	460,800
75	363,500	461,800
76	365,400	462,800
77	367,400	463,600
78	369,100	
79	370,800	
80	372,500	
81	374,200	
82	375,700	
83	377,200	
84	378,700	
85	379,800	
86	381,200	
87	382,600	
88	384,000	
89	385,300	
90	386,600	
91	387,900	
92	389,200	
93	390,600	
94	391,800	

95	393,100
96	394,400
97	395,800
98	396,800
99	397,900
100	399,000
101	399,900
102	400,900
103	402,000
104	403,100
105	403,900
106	404,900
107	405,900
108	406,900
109	407,800
110	408,700
111	409,600
112	410,500
113	411,100
114	411,900
115	412,700
116	413,500
117	414,300
118	415,100
119	415,800
120	416,600
121	417,200
122	417,700
123	418,200

	124	418,700	
	125	419,100	
	126	419,600	
	127	420,100	
	128	420,600	
	129	421,000	
	130	421,500	
	131	422,000	
	132	422,500	
	133	422,900	
	134	423,400	
	135	423,900	
	136	424,400	
	137	424,800	
再任用職員		277,500	335,400

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

職員の区分	階級 号俸	陸将 海将 空将	陸将補 海将補 空将補			1等陸佐 1等海佐 1等空佐			2等陸佐 2等海佐 2等空佐
		俸給月額	俸給月額			俸給月額			俸給月額
			(一)	(二)	(一)	(二)	(三)		
再任用職		円	円	円	円	円	円	円	

員 以 外 の 職 員								
	1	720,000	720,000	521,700	470,200	456,600	400,500	346,700
	2	776,000	776,000	525,100	473,300	458,700	403,400	349,400
	3	834,000	834,000	528,500	476,400	460,800	406,300	352,100
	4	912,000	912,000	531,900	479,500	462,900	409,200	354,800
	5	984,000		535,100	482,600	464,700	411,900	357,300
	6	1,055,000		538,400	485,700	466,800	414,800	360,200
	7	1,129,000		541,700	488,800	468,900	417,700	363,100
	8	1,198,000		545,000	491,900	471,000	420,600	366,000
	9			548,200	495,000	473,000	423,200	369,000
	10			550,900	497,800	475,000	426,000	371,700
	11			553,600	500,600	477,000	428,800	374,400
	12			556,300	503,400	479,000	431,600	377,100
	13			558,800	506,000	480,800	434,400	379,800
	14			560,400	508,800	482,800	436,900	382,500
	15			562,000	511,600	484,800	439,400	385,200
	16			563,600	514,400	486,800	441,900	387,900
	17			565,100	517,200	488,700	443,800	390,400
	18			566,700	519,900	490,700	445,900	392,800
	19			568,300	522,600	492,700	448,000	395,200
	20			569,900	525,300	494,700	450,100	397,600
21			571,400	527,800	496,500	452,000	400,100	

22	573,000	529,800	498,100	453,900	402,500
23	574,600	531,800	499,700	455,800	404,900
24	576,200	533,800	501,300	457,700	407,300
25	577,600	535,900	503,000	459,500	409,800
26	579,200	537,100	504,500	461,300	412,200
27	580,800	538,300	506,000	463,100	414,600
28	582,400	539,500	507,500	464,900	417,000
29	583,800	540,600	508,800	466,800	419,300
30	585,300	541,700	509,700	468,100	421,600
31	586,800	542,800	510,600	469,400	423,900
32	588,300	543,900	511,500	470,700	426,200
33	589,600	544,900	512,300	472,000	428,500
34	591,000	546,100	513,200	472,400	430,700
35	592,400	547,300	514,100	474,800	432,900
36	593,800	548,500	515,000	476,200	435,100
37	595,300	549,600	516,000	477,400	437,300
38	596,700	550,800	516,900	478,200	439,500
39	598,100	552,000	517,800	479,000	441,700
40	599,500	553,200	518,700	479,800	443,900
41	600,800	554,200	519,700	480,600	445,600
42	602,100	555,400	520,600	481,500	447,500
43	603,400	556,600	521,500	482,400	449,400
44	604,700	557,800	522,400	483,300	451,300
45	605,800	558,900	523,400	484,200	453,200
46			524,300	485,100	454,900
47			525,200	486,000	456,600
48			526,100	486,900	458,300
49			527,000	487,900	460,000
50			527,900	488,800	461,300

51					528,800	489,700	462,600
52					529,700	490,600	463,900
53					530,500	491,600	465,000
54					531,400	492,500	466,200
55					532,300	493,400	467,400
56					533,200	494,300	468,600
57					534,000	495,300	469,800
58						496,200	470,800
59						497,100	471,800
60						498,000	472,800
61						499,000	473,700
62						499,900	474,700
63						500,800	475,700
64						501,700	476,700
65						502,700	477,600
66						503,600	478,500
67						504,500	479,400
68						505,400	480,300
69						506,400	481,000
70						507,300	481,900
71						508,200	482,800
72						509,100	483,700
73						510,100	484,500
74						511,000	485,400
75						511,900	486,300
76						512,800	487,200
77						513,800	488,100
78						514,700	489,000
79						515,600	489,900

80					516,500	490,800
81					517,500	491,600
82						492,400
83						493,200
84						494,000
85						494,700
86						495,600
87						496,500
88						497,400
89						498,100
90						499,000
91						499,900
92						500,800
93						501,500
94						502,400
95						503,300
96						504,200
97						504,900
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						

109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								

	137							
	138							
	139							
	140							
	141							
	142							
	143							
	144							
	145							
再任用職員		—	—	514,400	470,600	454,800	398,700	359,300

3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円
319,000	269,900	244,000	236,000	227,300	221,500	221,300	212,700
321,300	272,000	246,000	237,000	229,500	223,700	223,500	214,900
323,600	274,100	248,000	238,000	231,700	225,900	225,700	217,100

325,900	276,200	250,000	239,000	233,900	228,100	227,900	219,300
328,000	278,200	252,100	239,900	236,100	230,300	230,100	221,300
330,500	280,200	254,200	240,900	238,000	232,200	232,000	223,500
333,000	282,200	256,300	241,900	239,900	234,100	233,900	225,700
335,500	284,200	258,400	242,900	241,800	236,000	235,800	227,900
337,900	286,100	260,400	244,000	243,800	238,000	237,800	230,100
340,500	287,800	262,400	246,000	245,800	240,000	239,800	232,000
343,100	289,500	264,400	248,000	247,800	242,000	241,800	233,900
345,700	291,200	266,400	250,000	249,800	244,000	243,800	235,800
348,100	292,900	268,400	252,000	251,800	246,000	245,800	237,800
350,600	294,900	270,300	254,000	253,800	248,000	247,800	239,800
353,100	296,900	272,200	256,000	255,800	250,000	249,800	241,800
355,600	298,900	274,100	258,000	257,800	252,000	251,800	243,800
358,100	300,700	275,800	259,800	259,800	254,000	253,800	245,800
360,600	302,800	277,600	261,600	261,400	255,600	255,400	247,800
363,100	304,900	279,400	263,400	263,000	257,200	257,000	249,800
365,600	307,000	281,200	265,200	264,600	258,800	258,600	251,800
368,100	309,000	283,000	267,000	266,300	260,500	260,300	253,800
370,600	311,200	284,700	268,700	268,000	262,200	262,000	255,400
373,100	313,400	286,400	270,400	269,700	263,900	263,700	257,000
375,600	315,600	288,100	272,100	271,400	265,600	265,400	258,600
378,000	317,900	289,800	273,700	273,100	267,300	267,100	260,300
380,400	320,000	291,600	275,300	274,700	268,900	268,700	262,000
382,800	322,100	293,400	276,900	276,300	270,500	270,300	263,700
385,200	324,200	295,200	278,500	277,900	272,100	271,900	265,400
387,400	326,100	296,800	279,900	279,500	273,700	273,500	267,100
389,700	328,300	298,700	281,500	281,100	275,300	275,100	268,700
392,000	330,500	300,600	283,100	282,700	276,900	276,700	270,300
394,300	332,700	302,600	284,700	284,300	278,500	278,300	271,900

396,700	334,700	304,400	286,200	285,800	280,000	279,800	273,500
399,000	336,900	306,500	287,800	287,400	281,600	281,400	275,100
401,300	339,100	308,600	289,400	289,000	283,200	283,000	276,700
403,600	341,300	310,700	291,000	290,600	284,800	284,600	278,300
405,700	343,400	312,700	292,500	291,900	286,100	285,900	279,800
408,000	345,500	314,700	294,300	293,700	287,900	287,700	281,400
410,300	347,600	316,700	296,100	295,500	289,700	289,500	283,000
412,600	349,700	318,700	298,000	297,300	291,500	291,300	284,600
414,700	351,900	320,800	299,600	299,000	293,200	293,000	285,900
416,900	354,000	322,900	301,600	300,900	295,100	294,900	287,600
419,100	356,100	325,000	303,600	302,800	297,000	296,800	289,400
421,300	358,200	327,100	305,600	304,700	298,900	298,700	291,200
423,400	360,200	329,000	307,500	306,500	300,700	300,500	292,800
425,500	362,100	331,200	309,500	308,400	302,600	302,400	294,600
427,600	364,000	333,400	311,500	310,300	304,500	304,300	296,400
429,700	365,900	335,600	313,500	312,200	306,400	306,200	298,200
431,700	367,900	337,600	315,400	313,900	308,100	307,900	300,100
432,900	369,900	339,700	317,400	315,800	310,000	309,800	301,900
434,100	371,900	341,800	319,400	317,700	311,900	311,700	303,700
435,300	373,900	343,900	321,400	319,600	313,800	313,600	305,500
436,600	375,900	345,800	323,300	321,300	315,500	315,300	307,200
437,500	377,800	347,800	325,300	323,200	317,300	317,100	308,900
438,400	379,700	349,800	327,300	325,100	319,100	318,900	310,600
439,300	381,600	351,800	329,300	327,000	320,900	320,700	312,300
440,300	383,400	353,800	331,400	328,800	322,800	322,500	314,100
441,300	385,300	355,600	333,400	330,800	324,600	324,300	315,800
442,300	387,200	357,400	335,400	332,800	326,400	326,100	317,500
443,300	389,100	359,200	337,400	334,800	328,200	327,900	319,200

444,200	391,000	361,000	339,300	336,700	330,100	329,700	320,700
445,000	392,800	362,800	341,300	338,700	332,100	331,600	322,300
445,800	394,600	364,600	343,300	340,700	334,100	333,500	323,900
446,600	396,400	366,400	345,300	342,700	336,100	335,400	325,500
447,300	398,300	368,100	347,300	344,700	338,000	337,200	327,000
448,100	400,100	370,000	349,200	346,500	339,800	338,900	328,500
448,900	401,900	371,900	351,100	348,300	341,600	340,600	330,000
449,700	403,700	373,800	353,000	350,100	343,400	342,300	331,500
450,400	405,100	375,500	354,700	351,800	345,100	344,000	333,100
451,300	406,400	377,400	356,500	353,600	346,900	345,800	334,600
452,200	407,700	379,300	358,300	355,400	348,700	347,600	336,100
453,100	409,000	381,200	360,100	357,200	350,500	349,400	337,600
453,800	410,400	382,900	361,800	359,100	352,300	351,000	339,200
454,700	411,600	384,800	363,700	360,900	354,100	352,800	340,700
455,600	412,800	386,700	365,600	362,700	355,900	354,600	342,200
456,500	414,000	388,600	367,500	364,500	357,700	356,400	343,700
457,300	415,000	390,300	369,300	366,300	359,300	358,000	345,000
458,100	416,100	392,100	371,100	368,100	361,100	359,800	346,500
458,900	417,200	393,900	372,900	369,900	362,900	361,600	348,000
459,700	418,300	395,700	374,700	371,700	364,700	363,400	349,500
460,300	419,400	397,200	376,400	373,200	366,200	364,700	351,000
461,200	420,200	398,800	378,200	374,800	367,800	366,200	352,600
462,100	421,000	400,400	380,000	376,400	369,400	367,700	354,200
463,000	421,800	402,000	381,800	378,000	371,000	369,200	355,800
463,700	422,600	403,500	383,500	379,400	372,500	370,700	356,900
464,600	423,400	404,800	385,200	380,900	374,000	372,100	358,200
465,500	424,200	406,100	386,900	382,400	375,500	373,500	359,500
466,400	425,000	407,400	388,600	383,900	377,000	374,900	360,800
467,100	425,700	408,700	390,100	385,400	378,500	376,300	362,000

467,900	426,600	409,900	391,600	387,000	380,100	377,900	363,300
468,700	427,500	411,100	393,100	388,600	381,700	379,500	364,600
469,500	428,400	412,300	394,600	390,200	383,300	381,100	365,900
470,200	429,400	413,600	396,200	391,700	384,700	382,800	367,200
471,100	430,200	414,500	397,800	393,400	386,400	384,300	368,400
472,000	431,000	415,400	399,400	395,100	388,100	385,800	369,600
472,900	431,800	416,300	401,000	396,800	389,800	387,300	370,800
473,600	432,700	417,300	402,400	398,300	391,300	388,900	372,000
474,500	433,500	418,200	403,800	399,600	392,600	390,100	373,000
475,400	434,300	419,100	405,200	400,900	393,900	391,300	374,000
476,300	435,100	420,000	406,600	402,200	395,200	392,500	375,000
477,000	435,900	421,000	407,900	403,500	396,500	393,600	376,000
477,900	436,700	421,900	408,900	404,600	397,600	394,500	376,900
478,800	437,500	422,800	409,900	405,700	398,700	395,400	377,800
479,700	438,300	423,700	410,900	406,800	399,800	396,300	378,700
480,400	439,000	424,400	411,900	407,800	400,800	397,000	379,700
	439,800	425,300	412,900	408,900	401,900	398,000	380,600
	440,600	426,200	413,900	410,000	403,000	399,000	381,500
	441,400	427,100	414,900	411,100	404,100	400,000	382,400
	442,000	428,100	416,000	412,100	405,100	400,800	383,400
	442,900	429,000	416,900	413,100	406,000	401,700	384,300
	443,800	429,900	417,800	414,100	406,900	402,600	385,200
	444,700	430,800	418,700	415,100	407,800	403,500	386,100
	445,400	431,500	419,700	416,000	408,600	404,300	387,100
	446,200	432,200	420,700	417,100	409,600	405,200	
	447,000	432,900	421,700	418,200	410,600	406,100	
	447,800	433,600	422,700	419,300	411,600	407,000	
	448,700	434,400	423,700	420,200	412,400	407,900	
	449,500	435,200	424,600	421,200	413,300	408,800	

	450,300	436,000	425,500	422,200	414,200	409,700	
	451,100	436,800	426,400	423,200	415,100	410,600	
	452,000	437,700	427,200	424,000	416,000	411,300	
	458,800	438,500	428,000	424,900	416,900	411,200	
	453,600	439,300	428,800	425,800	417,800	413,100	
	454,400	440,100	429,600	426,700	418,700	414,000	
	455,200	440,900	430,400	427,500	419,600	414,700	
	456,000	441,700	431,200	428,400	420,500	415,600	
	456,800	442,500	432,000	429,300	421,400	416,500	
	457,600	443,300	432,800	430,200	422,300	417,400	
	458,500	444,200	433,600	430,900	420,000	418,100	
		445,000	434,500	431,700	423,900		
		445,800	435,400	432,500	424,800		
		446,600	436,300	433,300	425,700		
		447,500	437,000	434,200	426,400		
		448,300	437,800	435,100	427,300		
		449,100	438,600	436,000	428,200		
		449,900	439,400	436,900	429,100		
		450,800	440,300	437,600	429,800		
			441,100	438,500	430,600		
			441,900	439,400	431,400		
			442,700	440,300	432,200		
			443,600	441,000	432,900		
			444,400	441,900			
			445,200	442,800			
			446,000	443,700			
			446,900	444,400			
340,900	307,900	288,700	282,900	282,700	276,100	272,300	264,100

--	--	--	--	--	--	--	--

3 等 陸 曹 3 等 海 曹 3 等 空 曹	陸士長 海士長 空士長	1 等 陸 士 1 等 海 士 1 等 空 士	2 等 陸 士 2 等 海 士 2 等 空 士
俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額
円	円	円	円
189,600	174,300	174,300	159,500
192,600	176,200	176,200	161,300
195,600	178,100	178,100	163,100
198,600	180,000	180,000	164,900
201,700	181,800	181,800	166,600
204,300	183,800	182,800	167,600
206,900	185,700	183,800	168,600
209,500	187,600	184,800	169,600
212,200	189,600	185,800	170,700
214,300	191,900	186,900	
216,400	194,200	188,000	
218,500	196,500	189,000	
220,700	198,700	190,100	
222,700	201,200		

224,700	203,700		
226,700	206,200		
228,600	208,500		
230,500	210,500		
232,400	212,500		
234,300	214,500		
236,300	216,400		
238,300	218,200		
240,300	220,000		
242,300	221,800		
244,100	223,500		
246,000	225,300		
247,900	227,100		
249,800	228,900		
251,500	230,500		
253,100	231,700		
254,700	232,900		
256,300	234,100		
257,800	235,200		
259,400			
261,000			
262,600			
264,200			
265,700			
267,200			
268,700			
270,100			
271,600			

273, 100			
274, 600			
276, 200			
277, 700			
279, 200			
280, 700			
282, 200			
283, 900			
285, 600			
287, 300			
288, 900			
290, 400			
291, 900			
293, 400			
295, 000			
296, 500			
298, 000			
299, 500			
300, 900			
302, 200			
303, 500			
304, 800			
306, 100			
307, 300			
308, 500			
309, 700			
310, 800			
311, 700			

312,600			
313,500			
314,300			

--	--	--	--

246,900	—	—	—

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均

衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「には」の下に「、平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「に規定する特定職員にあっては」を「の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された者を除く。）及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。）（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改め、同項第一号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、同項第二号中「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第三号中「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

附則第十六条第二項中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改める。

第三章 国家公務員の給与の臨時特例

(一般職給与法の特例)

第九条 この章の規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、一般職給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する俸給月額（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給を含み、当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
-----	----------	----

行政職俸給表(一)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七
行政職俸給表(二)	三級以下	百分の四・七七
	四級以上	百分の七・七七
専門行政職俸給表	一級	百分の四・七七
	二級から四級まで	百分の七・七七
	五級以上	百分の九・七七
税務職俸給表	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七
公安職俸給表(一)	三級以下	百分の四・七七
	四級から七級まで	百分の七・七七
	八級以上	百分の九・七七
公安職俸給表(二)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七
海事職俸給表(一)	二級以下	百分の四・七七
	三級から五級まで	百分の七・七七
	六級以上	百分の九・七七
海事職俸給表(二)	三級以下	百分の四・七七
	四級以上	百分の七・七七
教育職俸給表(一)	一級	百分の四・七七
	二級及び三級	百分の七・七七
	四級以上	百分の九・七七
教育職俸給表(二)	二級以下	百分の四・七七
	三級	百分の七・七七
研究職俸給表	二級以下	百分の四・七七
	三級及び四級	百分の七・七七
	五級以上	百分の九・七七
医療職俸給表(一)	一級	百分の四・七七
	二級	百分の七・七七
	三級以上	百分の九・七七
医療職俸給表(二)	二級以下	百分の四・七七
	三級から七級まで	百分の七・七七

	八級	百分の九・七七
医療職俸給表(三)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級	百分の九・七七
福祉職俸給表	一級	百分の四・七七
	二級以上	百分の七・七七
専門スタッフ職俸給表	一級	百分の七・七七
	二級以上	百分の九・七七
指定職俸給表	全ての号俸	百分の九・七七

2 特例期間においては、一般職給与法に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額
- 二 専門スタッフ職調整手当 当該職員の専門スタッフ職調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 三 地域手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 四 広域異動手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 五 研究員調整手当 当該職員の俸給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する研究員調整手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 六 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 七 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 八 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額
- 九 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額
- 十 一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 一般職給与法第二十三条第一項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 一般職給与法第二十三条第二項又は第三項 前項並びに第三号から第五号まで及

び第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 一般職給与法第二十三条第四項 前項及び第三号から第五号までに定める額に、同条第四項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 一般職給与法第二十三条第五項 前項並びに第三号から第五号まで及び第八号に定める額に、同条第五項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 一般職給与法第二十三条第七項 第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

3 特例期間においては、一般職給与法第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、一般職給与法第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、一般職給与法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「三万四千九百円」とあるのは「三万五千五百円」と、「十万円」とあるのは「九万三百円」とする。

5 特例期間においては、一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第一項、第二項第二号から第五号まで及び第八号から第十号まで並びに第三項の規定の適用については、第一項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額から一般職給与法附則第八項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額から一般職給与法附則第八項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額から一般職給与法附則第八項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号中「俸給月額に対する研究員調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する研究員調整手当の月額から一般職給与法附則第八項第五号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第八号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から一般職給与法附則第八項第六号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第九号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から一般職給与法附則第八項第七号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第十号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた前項並びに

第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「前項及び第三号から第五号まで」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた前項及び第三号から第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた第八号」と、第三項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から一般職給与法附則第十項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(国家公務員災害補償法の特例)

第十条 特例期間においては、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条第四項の規定に基づき計算される職員の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかわらず、当該人事院規則において職員に対して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、この章の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とする。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の特例)

第十一条 特例期間においては、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第九条第一項及び第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の特例)

第十二条 特例期間においては、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「育児休業法」という。）第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「給与法第十九条」とあるのは、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第九条第三項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合又は同法第十四条第三項若しくは第十五条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の特例)

第十三条 特例期間においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第二十条第三項の規定の適用については、同項中「同法第十九条」とあるのは、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第九条第三項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合又は同法第十四条第三項若しくは第十五条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

(任期付研究員法の特例)

第十四条 特例期間においては、任期付研究員法の適用を受ける職員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各

号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が一号俸から三号俸までのもの及び同条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員百分の七・七七

二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が四号俸以上のもの及び同条第四項の規定による俸給月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、任期付研究員法第六条第五項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第十四条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第九条第二項第三号から第八号まで及び第十号並びに第三項の規定は、任期付研究員法の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第十四条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第十号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第十四条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第八号まで」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「前項及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十四条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるのは「第十四条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

（任期付職員法の特例）

第十五条 特例期間においては、任期付職員法の適用を受ける職員であつて、任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が一号俸から四号俸までのもの 百分の七・七七

二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が五号俸以上のもの及び同条第三項の規定による俸給月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、任期付職員法第七条第四項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に国家公務員の給与の改定及び臨時特

例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第十五条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第九条第二項第三号から第八号まで及び第十号並びに第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第十五条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第十号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第十五条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第八号まで」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第十五条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「前項及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十五条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるのは「第十五条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の特例）

第十六条 特例期間においては、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号。以下「法科大学院派遣法」という。）第七条第二項及び第十三条第二項ただし書の規定の適用については、法科大学院派遣法第七条第二項中「同法第十九条」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第九条第三項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」と、法科大学院派遣法第十三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは「期末手当の額（これらの給与のうち国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第一項及び第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。））」とする。

（特別職給与法の特例）

第十七条 特例期間においては、特別職給与法第一条第一号から第四十四号までに掲げる国家公務員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 内閣総理大臣 百分の三十

二 国務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、国家公務員倫理審査会の常勤の会長、公正取引委員会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使（国務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。） 百

分の二十

三 検査官（会計検査院長を除く。）、人事官（人事院総裁を除く。）、特別職給与法第一条第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、国家公務員倫理審査会の常勤の委員、公正取引委員会委員、同条第十四号から第四十一号までに掲げる者、侍従長、東宮大夫、式部官長、特命全権大使（前号に掲げる者を除く。）及び特命全権公使 百分の十

四 特別職給与法第一条第四十四号に掲げる国家公務員（次号に掲げる者を除く。）
百分の九・七七

五 特別職給与法第一条第四十四号に掲げる国家公務員のうち、特別職給与法別表第三に掲げる一号俸から四号俸までの俸給月額を受けるもの 百分の七・七七

2 特例期間においては、特別職給与法第四条第二項、第七条の二及び第九条の規定の適用については、同項中「第九条」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第十七条第二項の規定により読み替えて適用される第九条」と、「三万四千九百円」とあるのは「三万五千五百円」と、「六万七千三百円」とあるのは「六万六千円」と、特別職給与法第七条の二中「の適用」とあるのは「及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条の規定の適用」と、特別職給与法第九条中「一般職給与法」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第四項の規定により読み替えて適用される一般職給与法」とする。

3 前項の場合において、第一項第一号及び第二号に掲げる国家公務員に対する期末手当の支給に当たっては、前項の規定により読み替えて適用される特別職給与法第七条の二の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号の規定の適用については、同号中「百分の九・七七」とあるのは、「第十七条第一項各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

（裁判所職員臨時措置法の特例）

第十八条 特例期間においては、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の規定の適用については、同法本則中「次に掲げる法律の規定」とあるのは、「次に掲げる法律の規定及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）の規定（同法第十一条、第十四条及び第十六条から第二十条までの規定を除く。）」とする。

（防衛省職員給与法の特例）

第十九条 第九条第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員（以下「防衛省の職員」という。）のうち、防衛省職員給与法第四条第一項から第三項までの規定の適用を受ける者（防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。）の俸給月額の支給について準用する。この場合において、第九条第一項中「平成十七年改正法附則第十一条」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条」と、第十四条第一項中「任期付研究員法の適用を受ける」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第

百六十五号) 第三十六条の六第一項の規定により任期を定めて採用された」と、第十五条第一項中「任期付職員法の適用を受ける職員であって、任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用されたもの」とあるのは「自衛隊法第三十六条の二第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と読み替えるものとする。

2 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表又は別表第二自衛官俸給表の適用を受ける者に対する俸給月額（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定による俸給を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該防衛省の職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は階級	割合
自衛隊教官俸給表	一級	百分の四・七七
	二級	百分の七・七七
自衛官俸給表	二等陸尉以下、二等海尉以下又は二等空尉以下	百分の四・七七
	二等陸佐以下一等陸尉以上、二等海佐以下一等海尉以上又は二等空佐以下一等空尉以上	百分の七・七七
	一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上	百分の九・七七

3 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法第四条第四項ただし書又は同条第五項の規定の適用を受ける者に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、次の各号に掲げる防衛省の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 防衛省職員給与法第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官 百分の四・七七

二 防衛省職員給与法第四条第五項に規定する常勤の防衛大臣補佐官 百分の九・七七

4 第九条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号の規定は、防衛省の職員の専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。この場合において、同項第二号中「支給減額率」とあるのは、「支給減額率（第十九条第二項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあつては同項の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合をいい、同条第三項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあつては同項各号に掲げる防衛省の職員の区分に応じ当該各号に定める割合をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

5 特例期間においては、防衛省の職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給の特別調整額 当該防衛省の職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額

二 防衛省職員給与法第二十三条第一項の規定により支給される俸給月額、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び勤勉手当 第一項において準用する第九条第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額、前項において準用する同条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に定める額、前号に定める額並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号及び第九号に定める額

三 防衛省職員給与法第二十三条第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 第一項において準用する第九条第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額並びに前項において準用する同条第二項第三号及び第四号に定める額（以下この項において「俸給減額基本額等」という。）並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号に定める額（第五号及び第六号において「期末手当減額基本額」という。）に百分の八十を乗じて得た額

四 防衛省職員給与法第二十三条第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当 俸給減額基本額等に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五 防衛省職員給与法第二十三条第五項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

六 防衛省職員給与法第二十三条第六項の規定により支給される期末手当 期末手当減額基本額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける防衛省の職員にあつては、期末手当減額基本額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

七 防衛省職員給与法第二十四条の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 俸給減額基本額等並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号及び第九号に定める額

6 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法第四条第一項に規定する自衛官候補生、学生又は生徒に対する自衛官候補生手当、学生手当又は生徒手当の支給に当たっては、これらの手当の額から、これらの額にそれぞれ百分の四・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

7 第九条第三項の規定は、事務官等（防衛省職員給与法第四条第一項に規定する事務官

等をいう。附則第十条第一項において同じ。)が防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十六条から第十八条までの規定により支給される超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の算定について準用する。

8 特例期間においては、防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける防衛省の職員に対する第二項及び第五項第二号から第七号まで並びに第一項において準用する第九条第一項、第四項において準用する同条第二項第二号から第四号まで及び前項において準用する同条第三項の規定の適用については、第二項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第五項第二号及び第三号中「第一項において」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた、第一項において」と、「又は第二項」とあるのは「又は第八項の規定により読み替えられた第二項」と、「前項」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた、前項」と、同項第二号中「、第六号」とあるのは「に定める額、前項において準用する同条第二項第六号」と、第一項において準用する同条第一項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第四項において準用する同条第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、第四項において準用する同条第二項第三号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、第四項において準用する同条第二項第四号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項において準用する同条第三項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から防衛省職員給与法附則第八項において準用する一般職給与法附則第十項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の特例)

第二十条 特例期間においては、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第五条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第一号)第十九条第二項、同条第一項において準用する同法第九条第一項及び同法第十九条第四項において準用する同法第九条第二項(同法第十九条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があ

るものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。) 」とする。

(端数計算)

第二十一条 この章の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(政令への委任)

第二十二条 第九条から前条までに定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三章及び附則第八条から第十条までの規定 平成二十四年四月一日
- 二 第七条中防衛省職員給与法附則第九項の改正規定 平成二十六年四月一日

(俸給月額の変更)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額 第三条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二 任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額 第四条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

第三条 施行日の前日において第六条の規定による改正前の特別職給与法附則第三項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の施行日における俸給月額は、内閣総理大臣が総務大臣と協議して定める。

第四条 施行日の前日において防衛省職員給与法第五条第四項若しくは第五項、第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた防衛省の職員の施行日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(平成二十四年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額)

第五条 医師又は歯科医師である自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）の俸給月額は、第七条の規定による改正後の防衛省職員給与法別表第二の規定にかかわらず、平成二十四年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

第六条 平成二十四年六月に職員に支給する期末手当の額は、一般職給与法第十九条の四

第二項（同条第三項、任期付研究員法第七条第二項又は任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児休業法第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項又は法科大学院派遣法第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日（同月二日から施行日までの間に職員（一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸までであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額（一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表(一)	一級	一号俸から九十三号俸まで
	二級	一号俸から七十六号俸まで
	三級	一号俸から六十号俸まで

	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から三十六号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
行政職俸給表(二)	一級	一号俸から百二十一号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十六号俸まで
	四級	一号俸から四十八号俸まで
	五級	一号俸から三十二号俸まで
専門行政職俸給表	一級	一号俸から九十三号俸まで
	二級	一号俸から六十号俸まで
	三級	一号俸から四十四号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から十六号俸まで
	六級	一号俸から四号俸まで
税務職俸給表	一級	一号俸から七十三号俸まで
	二級	一号俸から六十五号俸まで
	三級	一号俸から六十号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から三十六号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
公安職俸給表(一)	一級	一号俸から百四号俸まで
	二級	一号俸から九十六号俸まで
	三級	一号俸から八十四号俸まで
	四級	一号俸から六十八号俸まで
	五級	一号俸から四十四号俸まで
	六級	一号俸から三十六号俸まで
	七級	一号俸から二十八号俸まで
	八級	一号俸から十六号俸まで
	九級	一号俸から四号俸まで
公安職俸給表(二)	一級	一号俸から八十九号俸まで
	二級	一号俸から七十六号俸まで

	三級	一号俸から六十号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から三十六号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
海事職俸給表(一)	一級	一号俸から六十九号俸まで
	二級	一号俸から六十九号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十二号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十四号俸まで
海事職俸給表(二)	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から九十七号俸まで
	三級	一号俸から八十四号俸まで
	四級	一号俸から七十二号俸まで
	五級	一号俸から六十号俸まで
	六級	一号俸から四十四号俸まで
教育職俸給表(一)	一級	一号俸から八十四号俸まで
	二級	一号俸から六十四号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
	四級	一号俸から二十四号俸まで
教育職俸給表(二)	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から六十四号俸まで
研究職俸給表	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
	四級	一号俸から三十六号俸まで
	五級	一号俸から十六号俸まで
医療職俸給表(二)	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで

	六級	一号俸から二十四号俸まで
	七級	一号俸から八号俸まで
医療職俸給表(三)	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	一号俸から九十二号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
福祉職俸給表	一級	一号俸から百四号俸まで
	二級	一号俸から八十号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十八号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
専門スタッフ職俸給表	一級	一号俸から二十八号俸まで
	二級	一号俸及び二号俸

二 平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額並びに同年十二月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

2 平成二十三年四月一日から平成二十四年六月一日までの間において防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

第七条 防衛省職員給与法第十八条の二第一項又は第十八条の二の二の規定によりその例によることとされる前条の規定の適用については、同条第一項第一号中「医療職俸給表（一）」とあるのは「防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表若しくは防衛省職員給与法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける防衛省の職員でその職務の級若しくは階級（当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）及び号俸がそれぞれ次条の表の俸給表欄、職務の級又は階級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（防衛庁の職員

の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定の適用を受けない防衛省の職員に限り、医師又は歯科医師である自衛官を除く。）、医師若しくは歯科医師である自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）、防衛省職員給与法第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官、医療職俸給表（一）」と、「及び特地勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）」とあるのは、「特地勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当」と、同条第二項中「防衛省職員給与法」とあるのは「一般職給与法」とする。

俸給表	職務の級又は階級	号俸
自衛隊教官俸給表	一級	一号俸から八十四号俸まで
	二級	一号俸から三十六号俸まで
自衛官俸給表	一等陸佐(二) 一等海佐(二) 一等空佐(二)	一号俸から四号俸まで
	一等陸佐(三) 一等海佐(三) 一等空佐(三)	一号俸から十六号俸まで
	二等陸佐 二等海佐 二等空佐	一号俸から四十号俸まで
	三等陸佐 三等海佐 三等空佐	一号俸から四十八号俸まで
	一等陸尉 一等海尉 一等空尉	一号俸から六十八号俸まで
	二等陸尉 二等海尉 二等空尉	一号俸から八十号俸まで
	三等陸尉 三等海尉 三等空尉	一号俸から八十八号俸まで
	准陸尉 准海尉 准空尉	一号俸から八十号俸まで

陸曹長 海曹長 空曹長	一号俸から八十号俸まで
一等陸曹 一等海曹 一等空曹	一号俸から八十号俸まで
二等陸曹 二等海曹 二等空曹	一号俸から八十四号俸まで
三等陸曹 三等海曹 三等空曹	一号俸から七十三号俸まで
陸士長 海士長 空士長	一号俸から三十三号俸まで
一等陸士 一等海士 一等空士	一号俸から十三号俸まで
二等陸士 二等海士 二等空士	一号俸から九号俸まで

(平成二十四年四月一日、平成二十五年四月一日及び平成二十六年四月一日における号俸の調整)

第八条 平成二十四年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるもの（以下この項において「専門スタッフ職二級以上職員」という。））、専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の一般職給与法第八条第五項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考

慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸) 上位の号俸とする。

2 平成二十五年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十五年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸) 上位の号俸とする。

3 平成二十六年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸) 上位の号俸とする。

4 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 前項の規定は、育児休業法第二十二条の規定による勤務をしている職員について準用する。

6 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第九条 前条第一項の規定は、平成二十四年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員について準用する。この場合において、同項中「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省職員給与法別表第二の陸将補、海将補及び空将

補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、「受けるもの」とあるのは「受けるもの、防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官」と、「一般職給与法第八条第五項」とあるのは「防衛省職員給与法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、平成二十四年四月一日において同項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であって防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものの同日における俸給月額が、一般職給与法別表第八イの適用を受ける職員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、同日における当該俸給月額に同表の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とする。

3 前条第二項の規定は、平成二十五年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員（同日において第一項において読み替えて準用する同条第一項に規定する除外職員である者を除く。）について準用する。この場合において、同条第二項中「人事院規則で定める職員」とあるのは、「政令で定める防衛省の職員」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、平成二十五年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であって防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において「前項」とあるのは「第三項」と、「同日における俸給月額」とあるのは「平成二十五年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。

5 前条第三項の規定は、平成二十六年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員（同日において第一項において読み替えて準用する同条第一項に規定する除外職員である者を除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「人事院規則で定める職員」とあるのは、「政令で定める防衛省の職員」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定は、平成二十六年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であって防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において「前項」とあるのは「第五項」と、「同日における俸給月額」とあるのは「平成二十六年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。

7 育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する第一項において準用する前条第一項の規定、第三項において準用する同条第二項の規定及び第五項において準用する同条第三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当

該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める防衛省の職員及び育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の防衛省の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

8 前項の規定は、育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第二十二條の規定による勤務をしている防衛省の職員について準用する。

9 育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項において準用する前条第一項の規定、第三項において準用する同条第二項の規定及び第五項において準用する同条第三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める防衛省の職員及び育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の防衛省の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

（防衛省の職員に関する経過措置）

第十条 自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。）並びに事務官等（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。）のうち自衛隊の部隊及び機関に勤務するものについては、附則第一条第一号に定める日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間における第十九条並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号及び第九号の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

2 前項の政令を定めるに当たっては、東日本大震災への対応として、十万人を超える体制で対処した自衛官等の労苦に特段の配慮をするほか、この法律の目的が東日本大震災からの復興のための財源を確保するためのものであること等を勘案するものとする。

（人事院規則等への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、一般職の職員に関するものにあつては人事院規則、特別職の職員及び防衛省の職員に関するものにあつては政令で定める。

（地方公務員の給与）

第十二条 地方公務員の給与については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるも

のとする。

(総務・法務・防衛・内閣総理大臣署名)